

徳島県規則第八十号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県危機管理関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の項の項名を「徳島県危機管理環境関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）」に改め、同項第一号の百三十三から第一号の百三十九までを次のように改める。

- 一の百三十三 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料
 - 一の百三十四 一般廃棄物処理施設の変更許可申請手数料
 - 一の百三十五 一般廃棄物処理施設である熱回収施設に係る認定申請手数料
 - 一の百三十六 一般廃棄物処理施設である熱回収施設に係る認定更新申請手数料
 - 一の百三十七 一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可申請手数料
 - 一の百三十八 許可施設設置者である法人の合併又は分割の認可申請手数料
 - 一の百三十九 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定申請手数料
- 別表第一徳島県経営戦略関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第一号）の項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の百四十を第二号とし、同表徳島県危機管理関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の項に次の三十七号を加える。
- 一の百四十 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の変更認定申請手数料
 - 一の百四十一 産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料
 - 一の百四十二 産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料
 - 一の百四十三 産業廃棄物処分業許可申請手数料
 - 一の百四十四 産業廃棄物処分業許可更新申請手数料
 - 一の百四十五 産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料
 - 一の百四十六 産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料
 - 一の百四十七 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料
 - 一の百四十八 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料
 - 一の百四十九 特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料
 - 一の百五十 特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料
 - 一の百五十一 特別管理産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料
 - 一の百五十二 特別管理産業廃棄物処分業の変更許可申請手数料
 - 一の百五十三 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料
 - 一の百五十四 産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料
 - 一の百五十五 産業廃棄物処理施設である熱回収施設に係る認定申請手数料
 - 一の百五十六 産業廃棄物処理施設である熱回収施設に係る認定更新申請手数料
 - 一の百五十七 産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可申請手数料
 - 一の百五十八 産業廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割の認可申請手数料
 - 一の百五十九 廃棄物再生事業者登録申請手数料

- 一の百六十 第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料
- 一の百六十一 第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料
- 一の百六十二 使用済自動車引取業者登録申請手数料
- 一の百六十三 使用済自動車引取業者登録更新申請手数料
- 一の百六十四 使用済自動車フロン類回収業者登録申請手数料
- 一の百六十五 使用済自動車フロン類回収業者登録更新申請手数料
- 一の百六十六 使用済自動車解体業許可申請手数料
- 一の百六十七 使用済自動車解体業許可更新申請手数料
- 一の百六十八 使用済自動車破砕業許可申請手数料
- 一の百六十九 使用済自動車破砕業許可更新申請手数料
- 一の百七十 使用済自動車破砕業の変更許可申請手数料
- 一の百七十一 指定調査機関の指定申請手数料
- 一の百七十二 汚染土壌処理業許可申請手数料
- 一の百七十三 汚染土壌処理業許可更新申請手数料
- 一の百七十四 汚染土壌処理業の変更許可申請手数料
- 一の百七十五 汚染土壌処理業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料
- 一の百七十六 指定調査機関の指定更新申請手数料

別表第一 徳島県経営戦略関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第一号）の項第四号から第七号までを次のように改める。

- 四 免税軽油使用者証の交付又は再交付手数料
- 五から七まで 削除

別表第一 徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の項第六十五号から第七十一号までを次のように改める。

- 六十五 覚醒剤施用機関指定申請手数料
- 六十六 覚醒剤研究者指定申請手数料
- 六十七 覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者指定申請経由手数料
- 六十八 覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者指定証再交付経由手数料
- 六十九 覚醒剤原料取扱者指定申請手数料
- 七十 覚醒剤原料研究者指定申請手数料
- 七十一 覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者指定証再交付手数料

別表第一 徳島県県民環境関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）の項の項名を「徳島県未来創生文化関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）」に改め、同項中第九十九号から第二百四十九号の二十五までを削り、第二百四十九号の二十六を第九十九号とし、第二百四十九号の二十七を第百号とし、第二百四十九号の二十八を第百一号とし、同項に次の百四十八号を加える。

- 百二 一般旅券発給手数料
- 百三 一般旅券渡航先追加手数料

百四 一般旅券査証欄増補手数料

百五から二百四十九まで 削除

別表第一徳島県商工労働観光関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）の項
第二百八十四号の三から第二百八十四号の五までを削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。